

寄付を頂きました

6月27日「株式会社 睦合」代表取締役の若尾企叶様より、町へ500万円の寄付を頂きました。

会社創立60周年を記念して『ふるさと南部町』に何かしたいと言う気持ちから南部町への寄付という形になりました。

若尾様は現在富士市に居住され、町内にある「アリメント工業株式会社」の会長もされてあります。今後、益々の会社繁栄を期待したいと思えます。本当にありがとうございました。



車椅子を寄贈して頂きました



5月17日、本庁舎町長室にて株式会社介護センター花岡より車椅子2台の寄贈があり、佐野和広町長が株式会社介護センター花岡甲府店増澤啓史店長から車椅子2台を受け取りました。

これは、株式会社介護センター花岡の創立10周年記念事業として行われたものです。

今後有効に活用させていただきたいと思えます。

山梨県茶品評会

6月13日「平成24年度山梨県茶品評会」が総合会館で行われ、県内の茶栽培者より50点が出品、厳正な審査が行われました。

今年は、春先の天候不順により生育も心配されましたが、出品された茶は非常に質の高いものばかりでした。

審査の結果、次の方々が入選され、15日に行われた褒賞授与式で表彰を受けました。

一等賞第一席（農林水産省関東農政局長賞）
一瀬 辰 治さん（元 宿 まるわ茶園）

一等賞第三席（山梨県議会議長賞）

青 山 勝 彦さん（内船中）
一等賞第四席（山梨県農政部長賞）

田 村 千 周さん（天 塩）
一等賞第五席（山梨県峡南農務事務所長賞）

望 月 藤 一さん（元 宿 おめでとございます）。



「図書館わいわいお話し会」図書館ボランティアのみなさんへ



6月9日、図書館ボランティアひよこの会によるお話し会が南部図書館で開催されました。

6月のお話しは、子ども達が大好きな怖いお話がテーマ。大きな紙人形に作り変えられた様々なお化けは迫力満点。「ほく、怖くないよー」と言いながら保護者の後ろに回りこつそり観ている様子はとても可愛く、ひよこの会の細かな演出に引き込まれながら、しっかりと物語を聞いていました。

また、工作はキュービックパズル作り。出来上がるとみんなでパズルに挑戦したりとても楽しいお話し会になりました。

さつき姫祭り



6月3日、町商工会が主催する「さつき姫まつり」が役場本庁舎前を会場に行われました。

会場ではステージでの催し物の他、野菜の激安販売・模擬店・人力車の体験などが行われました。

来場者はそれぞれ模擬店などで買った食べ物を楽しみながらステージショーを見たりそれぞれさつき姫祭りを楽しんだようです。

春季移動消防学校

6月10日、南部町消防団による『春季移動消防学校』が旧富河中学校グラウンドで行われました。

この消防学校は新入団員を対象として講師に峡南消防本部中部消防署南分署の職員を迎えて規律訓練などが行われます。本年も新入団員24名が各部の正副部長とともに、講師の掛け声にあわせて規律正しく機敏に動く訓練を行いました。



また富士川河川敷ではポンプの性能試験が行われ、各部の消防ポンプ車や小型ポンプが専門の業者により入念な点検が行われ、有事の際に速やかな消防活動が出来るように整備を行いました。



あじさいまつり開催



6月22日から7月1日の10日間にかけて、内船公園で「第12回南部あじさいまつり」が開催されました。

期間中は模擬店や茶店、ミニコンサートなどが行われ、家族連れや写真愛好家など多くの方々が園内90種約3万株の色とりどりに咲き誇るあじさいを鑑賞に訪れました。

南部あじさいまつり開催に際し、あじさいボランティアの皆さんをはじめ、関係者の皆さん、ありがとうございました。

奉仕作業

6月24日、県建設組合連合会甲南支部の皆さんが「ひとり暮らしの高齢者住宅等の奉仕作業」を実施してくださいました。

町内11件の高齢者のお宅を訪れ、屋根や雨どいの補修、障子や網戸の張替、建具の修繕、電灯や電球の取替など高齢者が普段の生活で不都合を感じていた箇所を手際よく改修し、安心と暮らしやすさを提供しました。



住民カード及び 外国人登録が 変わります

7月9日から「住民基本台帳法」及び「出入国管理及び難民認定法」並びに「入管特例法」の新制度が施行されました。

○住民カードが継続利用できるようになります。

町外への転出の際に希望される場合は、継続して住民カードを利用できるようにになります。

◇外国人住民に係る住民票の作成

中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者等を対象として住民票を作成します。

◇外国人住民に係る住民票の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所、世帯主の氏名及び続柄のほか、外国人住民特有の記載事項として、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載します。

◇法務大臣と市町村の情報連携

法務大臣は、在留許可を行ったこと等により在留資格、在留期間等に変更が生じたときは、住民票の記載等のため当該情報を市町村に通知します。

◇外国人登録はこのように替わります。

- ・1通に世帯全員が記載された住民票の写しが受けられます。
- ・転入届により国民健康保険等の届出もされたようになります。

・在留資格の手続は入国管理局のみで完了します。

お問合せ

住民課 ☎ 66-3405

後期高齢者 医療被保険者証が 更新されます

後期高齢者医療被保険者に対し、有効期限が平成25年7月31日の、新しい「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

◇「被保険者証」の交付について

7月下旬

簡易書留で郵送されます。

新しい被保険者証は届いた日よりお使いになれます。

8月1日以降

現在の被保険者証は使用できなくなります。

古い被保険者証は、ハサミ等で細かく裁断するなどして、廃棄していただきますようお願いいたします。

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

入院時、医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。高額な外来診療を受けた時と同様に、自己負担限度額までの負担となります。

お問合せ

住民課 ☎ 66-3405

ひとり親家庭医療費 助成事業について

ひとり親家庭の親と児童、父又は、母のない児童が病気やけがで通院・入院した場合に、医療費の保険適用内の自己負担分を助成します。

※入院時食事療養費については15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に限る。

助成対象者

山梨県内に住むひとり親家庭の親と子（18歳年度末まで）、父母のない児童（18歳年度末まで）。

※ただし、次の場合には助成対象となりません。

生活保護受給者、前年（1月1日から8月末日までの間）に受給資格を取得する場合にあっては前々年）において、所得税が課税されている世帯。

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害を有する場合は20

0歳未満の児童）を監護、養育し、かつ生計を同じくしている父母または児童を養育している養育者に支給される手当です。（所得制限があります）

手当額（月額）

児童1人の場合

全部支給：41,430円

一部支給：41,420円

児童2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降

1人につき：3,000円

支払方法

4月、8月、12月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

その他

受給資格者は、毎年8月に『現況届』を提出しなければなりません。対象者へは郵送致します。

その他、申請方法など詳しくは、役場子育て支援課までお問い合わせください。